

九十九里町地域防災計画

資料編

目 次

1 条例・要綱・規程	資-1
1-1 九十九里町防災会議条例	資-1
1-2 九十九里町防災会議運営要綱	資-2
1-3 九十九里町防災会議構成員	資-3
1-4 九十九里町災害対策本部条例	資-4
1-5 九十九里町災害対策本部運営規程	資-5
2 災害協定一覧	資-7
3 災害対策資料	資-12
3-1 避難施設一覧	資-12
3-2 防災行政用無線(基地局・陸上移動局)配置場所	資-13
3-3 防災行政用無線(同報系)設置場所	資-14
3-4 ヘリコプター離発着場一覧	資-15
3-5 九十九里町内水利状況	資-15
3-6 避難者カード	資-16
3-7 自衛隊災害派遣要請依頼書	資-17
3-8 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資-19
3-9 消防団の現勢	資-23
3-10 耐震性貯水槽一覧	資-25
3-11 防災倉庫等一覧	資-25
3-12 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	資-26
3-13 被害の認定基準	資-27
3-14 応急仮設住宅建設候補地リスト	資-31
3-15 罹災証明書	資-32
3-16 被災証明書	資-34
4 災害情報	資-35
4-1 地震・津波情報等	資-35
4-2 気象情報の種類と発表基準	資-39
4-3 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知	資-40

1 条例・要綱・規程

1-1 九十九里町防災会議条例

昭和 37 年 9 月 30 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、九十九里町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 九十九里町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

<中略>

附 則(平成 25 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 九十九里町防災会議運営要綱

平成 7 年 4 月 1 日

告示第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、九十九里町防災会議条例(昭和 37 年九十九里町条例第 23 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、九十九里町防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

2 前項に定める会長の職務を代理するものに事故があるとき又は欠けたときは総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任による処理)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(4) 災害対策本部の設置に関すること。

(5) 地域防災計画の修正に係る知事に対する事前協議に関すること。

(6) その他軽易な事項

(意見の聴取)

第 5 条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、総務課において処理する。

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

<中略>

附 則(平成 19 年 3 月 28 日告示第 38 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

1-3 九十九里町防災会議構成員

区 分	職 名
会長	九十九里町長
指定地方行政機関の職員	銚子海上保安部長
千葉県の知事の部内の職員	千葉県山武地域振興事務所長
	千葉県山武土木事務所長
	千葉県山武健康福祉センター長
千葉県警察の警察官	東金警察署長
町の部内の職員	九十九里町副町長
	九十九里町総務課長
	九十九里町企画財政課長
	九十九里町住民課長
	九十九里町健康福祉課長
	九十九里町産業振興課長
	九十九里町まちづくり課長
	九十九里町ガス課長
教育長	九十九里町教育長
消防長及び消防団長	山武郡市広域行政組合消防長
	九十九里町消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東京電力パワーグリッド株式会社東金事務所長
	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	九十九里町社会福祉協議会長
	千葉県災害対策コーディネーター

1-4 九十九里町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 30 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、九十九里町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

<中略>

附 則(平成 25 年 3 月 25 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 九十九里町災害対策本部運営規程

平成7年4月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、九十九里町災害対策本部条例(昭和37年九十九里町条例第24号)第4条の規定に基づき、九十九里町災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に定める災害で、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定めるものをいう。

(本部の設置及び廃止)

第3条 町長は、町の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、九十九里町地域防災計画(以下「計画」という。)の定めるところにより本部を設置する。

2 町長は、本部を設置した後に、町内において災害又は災害が発生するおそれが解消したため本部を設置しておく必要がないと認めたときは、関係機関と協議の上、本部を廃止する。

(本部に属する者)

第4条 本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部長付(以下「本部長付」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

2 副本部長は、副町長をもって充てる。

3 本部長付及び本部員は、別表第1に掲げるものをもって充てる。

4 本部長不在の場合は、副本部長がこれを代行し、本部長及び副本部長不在の場合は、総務課長がこれを代行する。

(関係機関に対する要請等)

第5条 本部長は災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(組織及び所掌事務)

第6条 本部に別表第1に掲げる班を置く。

- (1) 班長は、別表第1に掲げるものをもって充てる。
- (2) 班を構成する職員は、計画の定めによる。
- (3) 本部及び班の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(本部連絡員)

第7条 本部に本部連絡員として各班長が指定した職員をもって充てる。

2 本部連絡員は、本部会議での決定事項の伝達及び班内の連絡調整に当たる。

(本部会議)

第8条 本部に次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長付
- (4) 本部員

2 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部会議は、計画に定める災害応急対策に関する重要事項を審議決定するものとする。

5 第1項に掲げる者は、本部会議で審議する事項が生じたときは、速やかに別表1に規定する総務班長にその旨を申し出るものとする。

(本部の設置基準)

第9条 法第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づく暴風雨、大雨、津波又は洪水その他の警報が町域を含め発令されたとき。
- (2) 町内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故が発生したとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項による警戒宣言が発せられたとき。

(職員の配置)

第10条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部の職員の配置は、計画の定めるところによる。

(情報の発表)

第11条 災害情報の発表は、本部会議の議決を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

＜中略＞

附 則(令和3年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表 第1 ＜略＞

別表 第2 ＜略＞

2 災害協定一覧

■相互応援に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時における千葉県市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県、県内市町村	平成 8 年 2 月 23 日	食料・飲料水・生活必需物資、救出、医療、防疫等に必要な資器材 車両の提供、職員の派遣、各対策の施設の提供等
災害時における千葉県市町村間の相互応援に関する実施要領	千葉県、県内市町村		基本協定の手続きに関する要領
千葉県広域消防相互応援協定書	県内市町村、消防機関	平成 4 年 4 月 1 日	消防応援隊の派遣
千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱			回転翼航空機を使用した特別応援の要請
千葉県水道災害相互応援協定	県内水道事業体	平成 7 年 11 月 2 日	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資機材の提供
災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	平成 24 年 8 月 10 日	・食糧及び生活必需品の提供 ・救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 ・避難場所及び避難施設の提供
災害時等における相互応援に関する協定書	茨城県五霞町	平成 24 年 8 月 31 日	
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	関東地方 68 自治体	平成 25 年 7 月 12 日	・応急物資及び資機材の提供 ・応急及び復旧に必要な職員の派遣

■応急生活物資供給等に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	(一社)千葉県エルピーガス協会山武支部	平成 24 年 5 月 10 日	災害時の応急生活物資等の供給（カセットコンロ、カセットコンロ用ガスボンベ、液化石油ガス 他）
災害時における物資供給の協力に関する協定書	(NPO)コメリ災害対策センター	平成 26 年 2 月 24 日	災害時の物資調達供給等の協力（作業物品、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係 他）
災害時における仮設トイレの提供に関する協定書	東山物流サービス(株)	平成 26 年 2 月 7 日	災害時における仮設トイレの提供
災害時における支援協力に関する協定書	山武郡市農業協同組合	平成 27 年 1 月 13 日	・農産物等の物資を優先的に提供 ・所有する施設を災害救援物資の保管場所として提供 ・車両及び資機材等の提供及び役務の提供 ・施設を災害時の一時避難場所として被災者等に開放
災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	(有)タカハシサービスステーション	平成 27 年 10 月 27 日	燃料等の優先提供
	(有)オガワ		
	(有)櫻井石油		

資料編

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に係る協力に関する覚書	(株)セブン・イレブン・ジャパン	平成 27 年 11 月 16 日	・物資の調達・供給 ・フランチャイズ加盟店の営業継続 又は早期営業再開に係る協力
災害時における資機材の供給に関する協定書	日立建機日本(株)成田営業所	平成 28 年 1 月 28 日	重機、発電機その他のレンタル資機材の供給
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会 (株)チャフルキョウエイ	平成 28 年 12 月 1 日	介護用品・衛生用品・食事用品等の供給
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ・イーストジャパン(株)山武支店	平成 29 年 6 月 14 日	自動販売機内の在庫の供給（中央公民館：2 台、つくも学遊館：1 台）
災害時における医薬品及び応急生活物資の供給に関する協定	(株)サンドラッグ	平成 30 年 11 月 27 日	医薬品・食料品・日用品等の供給
災害時における医薬品及び応急生活物資の供給に関する協定	(株)ツルハ	平成 30 年 12 月 4 日	医薬品・食料品・日用品等の供給
災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	とらや包装資材(株)	令和 2 年 11 月 16 日	段ボール製簡易ベッド等の供給
災害時における飲料水等の提供に関する協定	(株)伊藤園	令和 3 年 6 月 16 日	飲料水等の供給

■緊急輸送に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時における物資の緊急輸送に関する協定書	千葉県トラック協会山武支部	平成 27 年 7 月 16 日	災害時の物資の輸送

■情報交換に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成 24 年 10 月 4 日	災害時における各種情報交換（一般被害状況、公共土木施設被害状況、情報連絡員の派遣）

■九十九里町内郵便局の協力に関する覚書

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時における九十九里郵便局、九十九里町間の協力に関する覚書	九十九里郵便局 豊海郵便局 西野郵便局	平成 10 年 4 月 1 日	・ 災害救助法の適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害事務取扱い並びに援護対策 ・ 郵便集配自転車及びバイクの情報収集用としての提供 ・ 郵便局が管理する施設及び用地の提供 ・ 収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・ 必要に応じた避難場所への臨時の郵便差出箱の設置

■避難所に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	千葉県立 九十九里高等学校	平成 27 年 7 月 15 日	学校施設を避難所等として利用
災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合東金支部	平成 28 年 2 月 12 日	災害が発生した場合の、理容生活衛生関係業務の提供
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	(株)ドゥカーレ	令和 4 年 3 月 28 日	災害時における宿泊施設等の提供
	九十九里町民宿組合		
	国民宿舎サンライズ九十九里		
	鳴浜荘		
	民宿タカダ		
	(有)南風荘		

■津波発生時における一時避難施設に関する協定書

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	(株)メディセオ	平成 28 年 3 月 8 日 (再締結)	津波発生時の緊急避難場所として使用
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	小倉 千歳	平成 24 年 3 月 6 日	津波発生時の一時避難施設として使用
	(一財)千葉県観光公社	平成 24 年 4 月 1 日	
	(宗)妙智會教団	平成 24 年 9 月 1 日	
	(医)慈優会 有料老人ホーム シルバーシャドウ		
	創価学会 茂原文化会館事務所	平成 27 年 1 月 21 日	

■福祉避難所の設置運営に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	山武郡市広域行政組合	平成 25 年 1 月 4 日	・ 災害時における福祉避難所の設置運営（要配慮者の避難援護） ・ 被災したおおむね 65 歳以上の者とし、介護施設や医療機関に入所及び入院に至らない住宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者の施設への受入れ
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)緑海会	平成 25 年 8 月 1 日	・ 災害発生時における要援護者（障害者）の受入れ ・ 災害発生時において、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者で、避難所での生活において特別な配慮を要するものを福祉避難所に受け入れ
	(医)静和会		
	(社福)翡翠会		
	(社福)ワナーホーム		
	(NPO)ちば地域生活舎	平成 30 年 3 月 30 日	
	(NPO)ウイズ		
	(株)和光		
	(有)あいの手介護サービス		
	(有)グループホーム光		
	(株)なな福		
	(NPO)さんさん味工房		

■広報・報道・情報通信に関する協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
停電時等における九十九里町防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	平成 30 年 2 月 13 日 (再締結)	大規模停電に係る防災行政無線による情報伝達
アマチュア無線による災害時の受伝達に関する応援協定書	JQ1ZIX7087 無線通信部隊	平成 26 年 1 月 8 日	災害に関する情報収集及び伝達
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成 26 年 1 月 24 日	情報発信等の協力

■応急対策業務

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	平成 28 年 2 月 26 日	災害時における家屋被害認定調査等
地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	千葉県建築士会山武支部	平成 31 年 3 月 7 日	災害時における被災建築物応急危険度判定等
災害時における応急対策業務に関する協定書	九十九里町建設業協同会	令和 2 年 7 月 1 日	・崩壊による建築物等の障害物除去作業 ・土石・木竹等の除去作業 ・公共施設の応急復旧作業 ・建設資機材等の調達・輸送 ・技術者の派遣

■その他協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の主な内容
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	平成 26 年 12 月 15 日	電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載
九十九里町民の健康づくり等に関する連携協定	大塚製薬(株)東京支店	平成 30 年 3 月 20 日	・町民の健康づくりに関すること ・スポーツ振興に関すること ・食育の推進に関すること ・熱中症予防に関すること ・災害対策に関すること
災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書	(一社)千葉県ペストコントロール協会	令和 2 年 6 月 25 日	・災害発生時の消毒作業 ・ネズミ・衛生害虫駆除活動 ・上記消毒等の役務の提供に必要な物品の調達
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	令和 2 年 8 月 25 日	災害時等の大規模停電等において、町民生活の安定を図るため、連携して電力復旧等の活動に取り組むことを規定
災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	令和 2 年 8 月 25 日	停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等並びに予防措置に関して、相互協力を行うことを規定
災害時における電源車の配備に関する覚書			長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車の配備についての手続きを規定
災害における連絡調整員の派遣に関する覚書			東京電力グループの社員を連絡調整員として派遣し、それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
災害時における災害復旧対策等業務に関する協定	(公社)千葉県測量設計業協会	令和 2 年 8 月 28 日	道路、河川、その他の公共施設の機能の確保及び復旧を図ることを規定

3 災害対策資料

3-1 避難施設一覧

■緊急避難場所

No.	名 称	所 在 地	津 波	地 震	風 水 害	備 考
1	中央公民館	片貝 2915	※	○	○	
2	県立九十九里高等学校	片貝 1910	○	○	○	
3	九十九里中学校	片貝 1899-4	○	○	○	
4	豊海小学校	不動堂 306		○	○	
5	片貝小学校	片貝 3193		○	○	
6	九十九里小学校	小関 1797-1		○	○	
7	国民宿舎サンライズ九十九里	真亀 4908	○			津波避難ビル
8	株式会社メディセオ 九十九里研修センター	真亀 4085	○			津波避難ビル
9	シャロームⅡ	片貝 1629	○			津波避難ビル
10	宗教法人妙智会教団千葉聖地	片貝 4184-1	○			津波避難ビル
11	医療法人社団慈優会 住宅型有料老人ホーム シルバーシャドウ	片貝 2705-7	○			津波避難ビル
12	創価学会九十九里会館	片貝 3409	○			津波避難ビル
13	小関納屋地区津波避難タワー	小関 2347-98	○			津波避難タワー

※ 中央公民館は津波注意報発令時に自主避難場所として開設

■避難所

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	中央公民館	片貝 2915	
2	県立九十九里高等学校	片貝 1910	
3	九十九里中学校	片貝 1899-4	
4	豊海小学校	不動堂 306	
5	片貝小学校	片貝 3193	
6	九十九里小学校	小関 1797-1	

■福祉避難所

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	ちどりの里	作田 1681	
2	つくも学遊館	不動堂 126	
3	保健センター	片貝 2910	

※ 福祉避難所は避難生活が長期化する場合等に災害時要配慮者の利用を考慮し必要に応じて開設

3-2 防災行政用無線(基地局・陸上移動局)配置場所

種別	呼出名称	配置場所
基地局	ぼうさいくじゅうくり	九十九里町役場
基地局(遠隔制御器)	ぼうさいくじゅうくり 総務	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 101	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 102	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 103	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 104	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 105	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 106	総務課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 107	ガス課
陸上移動局(可搬型)	ぼうさいくじゅうくり 108	山武郡市広域行政組合消防本部 中央消防署九十九里分署
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 201	総務課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 202	総務課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 203	総務課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 204	総務課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 205	企画財政課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 206	産業振興課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 207	産業振興課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 208	産業振興課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 209	まちづくり課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 210	まちづくり課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 211	まちづくり課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 212	ガス課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 213	ガス課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 214	ガス課
陸上移動局(車載型)	ぼうさいくじゅうくり 215	教育委員会事務局
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 301	総務課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 302	総務課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 303	総務課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 304	健康福祉課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 305	健康福祉課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 306	健康福祉課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 307	社会福祉課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 308	社会福祉課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 309	産業振興課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 310	産業振興課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 311	産業振興課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 312	産業振興課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 313	まちづくり課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 314	まちづくり課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 315	まちづくり課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 316	まちづくり課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 317	ガス課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 318	ガス課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 319	教育委員会事務局
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 320	教育委員会事務局
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 321	教育委員会事務局
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 322	総務課

種別	呼出名称	配置場所
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 323	総務課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 324	総務課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 325	総務課
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいくじゅうくり 326	総務課

3-3 防災行政用無線(同報系)設置場所

■親局

設置場所	備 考
九十九里町役場	
山武郡市広域行政組合消防本部	遠隔制御器

■子局

番号	設置場所	備 考
1	九十九里町役場	
2	真亀駐在所	
3	旧豊海保育所	
4	粟生納屋防火水槽	
5	屋形ゲートボール場	
6	片貝海岸交差点	
7	町営住宅片貝東団地	
8	海の駅九十九里	
9	作田農業振興センター	
10	龍宮神社	
11	不動堂二股交差点脇	
12	龍神社	
13	中新田公民館	
14	かたかいこども園	
15	作田排水機場	
16	ちどりの里	
17	第6分団第3部消防機庫	
18	豊海小学校	
19	第7分団第3部消防機庫	
20	九十九里小学校	
21	鳳凰神社	
22	九十九里町野球場	
23	妙智會駐車場	
24	作田やすらぎの家	
25	熊野神社	
26	九十九里中学校	
27	宮島池親水公園駐車場	
28	伊能忠敬記念公園	
29	中村橋東側	
30	西野丘二股交差点	

3-4 ヘリコプター離発着場一覧

(千葉県地域防災計画資料編、令和3年度)

名称	所在地	施設管理者	広さ	区分	避難所等との競合
豊海小学校	不動堂 306	町教育委員会	120m×70m	中	指定緊急避難場所 指定避難所と隣接、同一敷地
片貝小学校	片貝 3193	町教育委員会	120m×60m	中	指定緊急避難場所 指定避難所と隣接、同一敷地
九十九里小学校	小関 1797-1	町教育委員会	100m×70m	中	指定緊急避難場所 指定避難所と隣接、同一敷地
町野球場	片貝 5821	町教育委員会	90m×90m	中	なし
九十九里中学校	片貝 1899	町教育委員会	120m×100m	大	避難施設と隣接、 同一敷地

3-5 九十九里町内水利状況

合計	防 火 水 槽				消火栓	消火井戸
	小 計	100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 未満		
648	101	10	31	60	214	333

3-6 避難者カード

整理 番号		登録処理	確認
		入 所	
		退 所	

※支援者カードと同じ番号を記載してください

避難者カード

○太枠の中を記入してください。変更が生じた場合は申し出てください。

避難所名		入所日時	年 月 日 時 分
------	--	------	-------------------

フリガナ 氏 名(※)	生年月日(※)	性別	健康状態等
	年 月 日	☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ 要援護（要支援高齢者、障害者、妊産婦など）

住所(※)	〒	自治区	
-------	---	-----	--

電話	自宅： ()	携帯： ()
----	---	---

避難手段	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ オートバイ ☐ 自動車（車種： No.： ）
------	---

家屋被害	☐ 被害あり ☐ 被害なし ☐ 不明	ペット同行避難	☐ 有（種別： ） ☐ 無
------	---	---------	---

緊急連絡先 （親族など）	住所： 氏名： （続柄： ） 電話： ()
-----------------	---

安否情報	あなたの家族（世帯）は全員連絡が取れましたか？ ☐ 全員連絡が取れた ☐ まだ取れていない → どなたですか？ () ()
------	---

特記事項（病気等の留意点など）	
-----------------	--

安否の問合せがあった場合、住所・氏名を公表してもよいですか？(※)	☐ はい ☐ いいえ
-----------------------------------	--

※ 項目名に(※)のあるものについては、必ず記入してください。

（避難所記入欄）

退所年月日 時 間	年 月 日 時 分
--------------	-------------------

転出先	☐ 自宅 ☐ 親族・友人宅 ☐ 仮設住宅 ☐ その他	住所： 氏名： 電話： ()
-----	---	---

備考

いただいた個人情報は適切に管理し本町の避難支援の範囲内で利用するとともに、避難元・避難先自治体等関係行政機関へ提供します。

3-7 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

九十九里町長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1)災害の状況

(2)派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)活動希望区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

九十九里町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼)

年 月 日付け
請を依頼します。

号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3-8 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(千葉県災害救助法施行細則、令和3年12月10日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
		区分		1人世帯
		2人世帯		3人世帯
		4人世帯		5人世帯
		6人以上1人増すごとに加算		
		全壊 全焼 全流失	夏	18,800
		冬	31,200	40,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100
		冬	10,000	13,000
			18,400	21,900
			27,600	3,600
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊（焼） 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を受 け、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度 に 住 家 が 半 壊 （焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊 又は半壊若しくは半焼の被 害を受けた世帯 595,000 円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受け た世帯 300,000 円以内	災害発生の日か ら 3 ヶ月以内 （災害対策基本 法第 23 条の 3 第 1 項に規定する 特定災害対策本 部、同法第 24 条 第 1 項に規定す る非常災害対策 本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項 に規定する緊急 災害対策本部が 設置された災害 にあつては 6 ヶ 月以内）	
生業に必要な 資金の貸与	1 住家が全壊、全焼 又は流失し、災害の ため生業の手段を失 った世帯 2 生業を営むために 必要な機械、器具又 は資材を購入するた めの費用に充てるも のであつて、生業の 見込みが確実な具体 的事業計画があり、 償還能力のある者	貸与できる額 1 件当たり 生業費 30,000 円以内 就職支度費 15,000 円以内 貸与条件 貸与期間 2 年以内 利子 無利子	災害発生の日か ら 1 か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流 失、半壊（焼）又は床 上浸水により学用品を 喪失又は毀損等により 使用することができ ず、就学上支障のある 小学校児童、中学校生 徒、義務教育学校生徒 及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日か ら （教科書） 1 か月以内 （文房具及び通 学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日か ら 10 日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象 となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら 10 日以内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後 3 日を経 過したものは一応死亡 した者と推定
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する 処理（埋葬を除く。）	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日か ら 10 日以内	1 検案は原則として救 護班 2 輸送費、人件費は、 別途計上 3 死体の一時保存にド ライアイスの購入費等 が必要な場合は当該地 域における通常の実費 を加算できる。

資料編

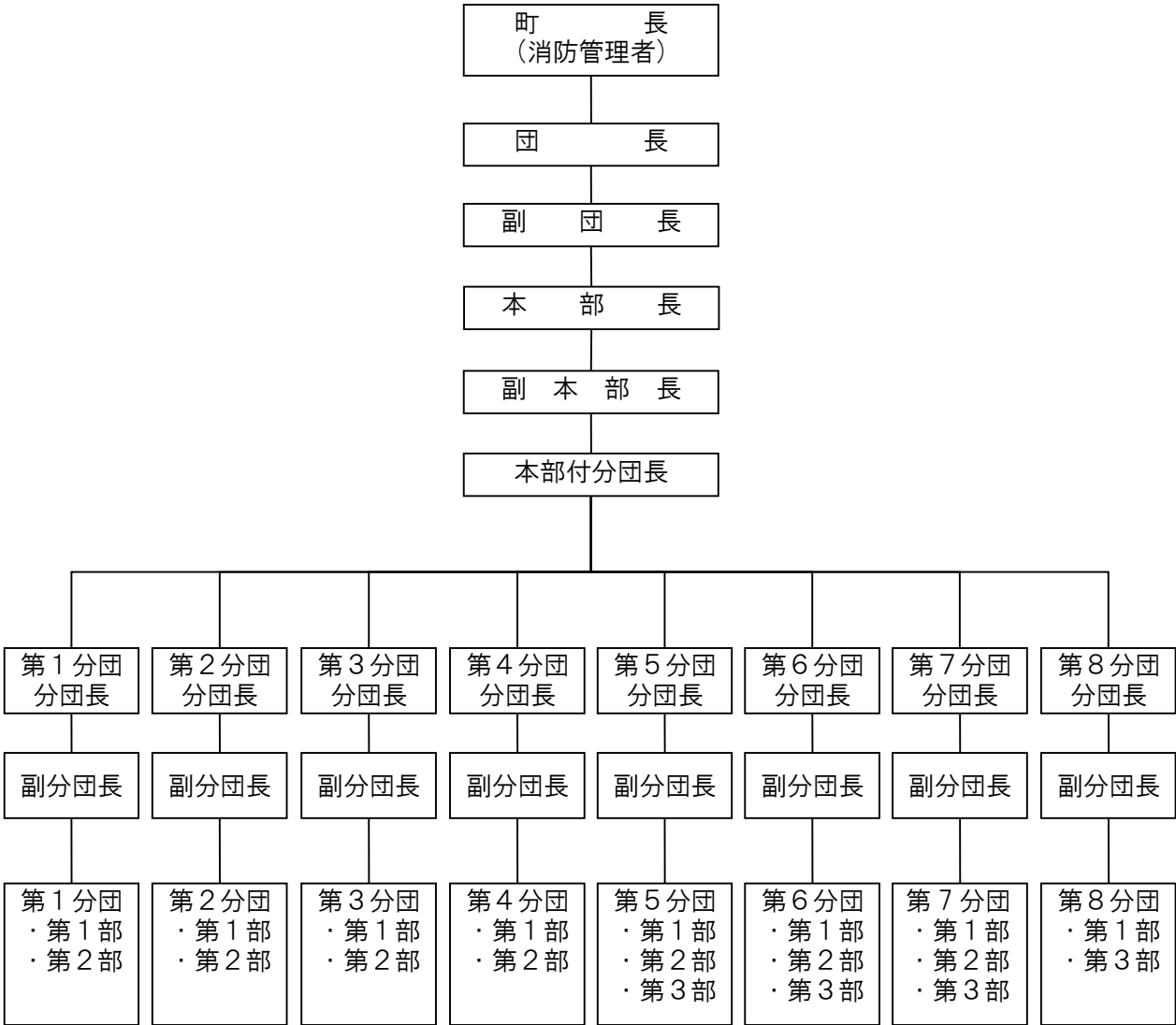
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4 条第1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4 条第2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1 号から第4 号までに規定する者	1 人1 日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,500 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-9 消防団の現勢

九十九里町消防団組織図

(消防施設個別施設計画、令和 2 年 3 月)



■九十九里町消防団管轄区域

分団	管轄区域	部	管轄区域	車両種別	台数
第1分団	作田納屋及び作田丘の全域	第1部	作田納屋の全域	自動車	1
		第2部	作田丘の全域	自動車	1
第2分団	小関納屋、荒生納屋及び北・南北新田の全域	第1部	小関納屋の全域	自動車	1
		第2部	荒生納屋及び北・南北新田の全域	自動車	1
第3分団	北の下、新生、西の下、中央及び下タ谷の全域	第1部	北の下及び新生の全域	自動車	1
		第2部	西の下、中央及び下タ谷の全域	自動車	1
第4分団	須原、北増、屋形、中新田及び水神山・新堀新田の全域	第1部	須原、北増の全域	自動車	1
		第2部	屋形、中新田及び水神山・新堀新田の全域	自動車	1
第5分団	粟生納屋、宿、細屋敷納屋、藤下納屋、西野納屋及び下貝塚納屋の全域	第1部	粟生納屋及び宿の全域	自動車	1
		第2部	細屋敷納屋及び藤下納屋の全域	自動車	1
		第3部	西野納屋及び下貝塚納屋の全域	自動車	1
第6分団	不動堂納屋、不動堂丘、真亀新田、真亀納屋及び真亀丘の全域	第1部	不動堂納屋及び不動堂丘の全域	自動車	1
		第2部	真亀新田及び真亀納屋の全域	自動車	1
		第3部	真亀丘の全域	自動車	1
第7分団	西野丘、不動堂飛地、藤下丘、細屋敷丘、下貝塚丘、粟生丘、粟生新田及び川間の全域	第1部	西野丘及び不動堂飛地の全域・つくも南	自動車	1
		第2部	藤下丘、細屋敷丘及び下貝塚丘の全域	小積載	1
		第3部	粟生丘、粟生新田及び川間の全域	小積載	1
第8分団	中里、下モ谷、法久、前里、小関・八川・渋川・大榎、西、高畑、田中及び荒生の全域	第1部	中里、下モ谷、法久、前里の全域	小積載	1
		第3部	小関・八川・渋川・大榎、西、高畑の全域、田中及び荒生地区の全域	小積載	1

【車両種別】 自動車…ポンプ自動車 小積載…小型ポンプ積載車

3-10 耐震性貯水槽一覧

耐震性地下式防火水槽

No.	地区名	目標物	所在地	公設・私設	容量
1	真亀丘 2	真亀丘水クリーンセンター	真亀 1546-22	私設	20m ³
2	不動堂丘	つくも学遊館	不動堂 140-3	公設	40m ³
3	藤下丘	ツルハドラッグ	西野 647-1	私設	40m ³
4	西	ハヤシ片貝店	片貝 174-6	私設	40m ³
5	西	コメリ九十九里店	片貝 5119	私設	40m ³
6	北新田	(株)松井紙器	片貝 4483	私設	40m ³
7	小関納屋	海の駅九十九里	小関 2347	公設	40m ³

3-11 防災倉庫等一覧

名 称	床面積	構 造	建築年	備 考
防災用倉庫（旧ガス課）	49.50 m ²	鉄骨造/平屋建	S53	
役場防災倉庫（No.1）	13.53 m ²	コンテナ	H7	
日本赤十字防災倉庫	19.04 m ²	コンテナ	H20	
九十九里小学校防災倉庫（No.4）	13.53 m ²	コンテナ	H9	
片貝小学校防災倉庫（No.3）	13.53 m ²	コンテナ	H9	
片貝小学校防災倉庫（No.8）	9.60 m ²	コンテナ	R2	
豊海小学校防災倉庫（No.2）	13.53 m ²	コンテナ	H9	
九十九里中学校防災倉庫（No.5）	13.53 m ²	コンテナ	H10	
九十九里中学校防災倉庫（No.6）	13.53 m ²	コンテナ	H10	
九十九里中学校防災倉庫（No.7）	9.60 m ²	コンテナ	R2	

3-12 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No.	名 称	所 在 地
1	とようみこども園	九十九里町不動堂 161-1
2	豊海小学校	九十九里町不動堂 306
3	とようみ 1・2・3 クラブ	九十九里町不動堂 306
4	片貝小学校	九十九里町片貝 3193
5	かたかい 1・2・3 クラブ	九十九里町片貝 3193
6	九十九里小学校	九十九里町小関 1797-1
7	くじゅうくり 1・2・3 クラブ	九十九里町小関 1797-1
8	デイサービスセンターたいよう	九十九里町真亀 1606
9	ご隠居長屋 和楽久 九十九里	九十九里町真亀 1674
10	グループホームマリンハウス 11	九十九里町真亀 4062-16
11	デイサービスセンター はまなす苑	九十九里町真亀 1836
12	特別養護老人ホーム・デイサービスセンター 九十九里園	九十九里町粟生 1532-1
13	グループホーム 日の出	九十九里町片貝 2582-9
14	シルバーシャドウ	九十九里町片貝 2705-7
15	九十九里病院	九十九里町片貝 2700
16	九十九里介護センター	九十九里町片貝 2905
17	九十九里町福祉作業所	九十九里町片貝 2915
18	生活介護事業所 いこい	九十九里町片貝 3032
19	有料老人ホーム nanaはうす	九十九里町片貝 4102-8
20	ゆうなぎ九十九里	九十九里町小関 2316-1
21	ほかほかデイサービス わ	九十九里町小関 2326
22	デイサービス九十九里	九十九里町小関 2347-19
23	フレンズ九十九里	九十九里町不動堂 450-146-2

3-13 被害の認定基準

(千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引きより抜粋、平成 29 年 3 月)

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1.重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2.要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1.別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2.倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3.店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4.「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5.アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の	

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害		床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1.1階部分が床下浸水の場合、1 階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2.1階部分が床上浸水の場合、1 階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。

区分	被害項目	認定基準	備考
	病院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	罹災世帯	1.災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2.一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りようを除いたものとする。	1.高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。(農業用道路、林道等は含まない) 2.道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3.道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りよう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1.河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2.なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。

区分	被害項目	認定基準	備考
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

3-14 応急仮設住宅建設候補地リスト

No.	所在地 (地名地番)	土地 所有者	仮設住宅可能 区域面積(m ²)	建設可能 戸数(戸)
1	栗生 2575 番地	町有地	3,899	24
2	栗生 2705 番地	町有地	12,008	99
3	栗生 2711 番地	町有地	2,782	20
4	田中荒生 1624、1625、1626 番地	町有地	3,279	25

罹災証明書(事業所用)

年 月 日

九十九里町長 様

(申請事業者) 所在地

事業者名

事業主

事業種類

電 話

下記のとおり罹災しましたので、証明願います。

事業所名		
所在地	千葉県山武郡九十九里町 番地	
建物等の種別	店舗・店舗併用住宅・事務所・工場・倉庫・その他()	
罹災程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 流失 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他()
罹災原因	台風15号による被害	
利用目的	のため	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和元年 月 日

九十九里町長



3-16 被災証明書

被災証明書

年 月 日

九十九里町長 様

(申請者) 住 所

氏 名 ⑩

電 話 ()

現在の連絡先 ()

下記のとおり被災しましたので、証明願います。

被災場所	千葉県山武郡九十九里町
被災物件	
被災金額	円
被災原因	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

九十九里町長

⑩

※ この証明は、罹災証明書に代わるものです。

4 災害情報

4-1 地震・津波情報等

(気象庁、令和4年3月)

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震速報（地震回数に関する情報）」で発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

■ 津波警報・注意報の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報 *	予想される津波の高 さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失 し、人は津波による流れ に巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避 難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10 m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高 さが高いところで1 mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発 生します。人は津波によ る流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避 難してください。
津波 注意報	予想される津波の高 さが高いところで 0.2m以上、1m以 下の場合であって、 津波による災害のお それがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れ に巻き込まれ、また、養 殖いかだが流失し小型船 舶が転覆します。 海の中にいる人はただち に海から上がって、海岸 から離れてください。

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

■ 津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

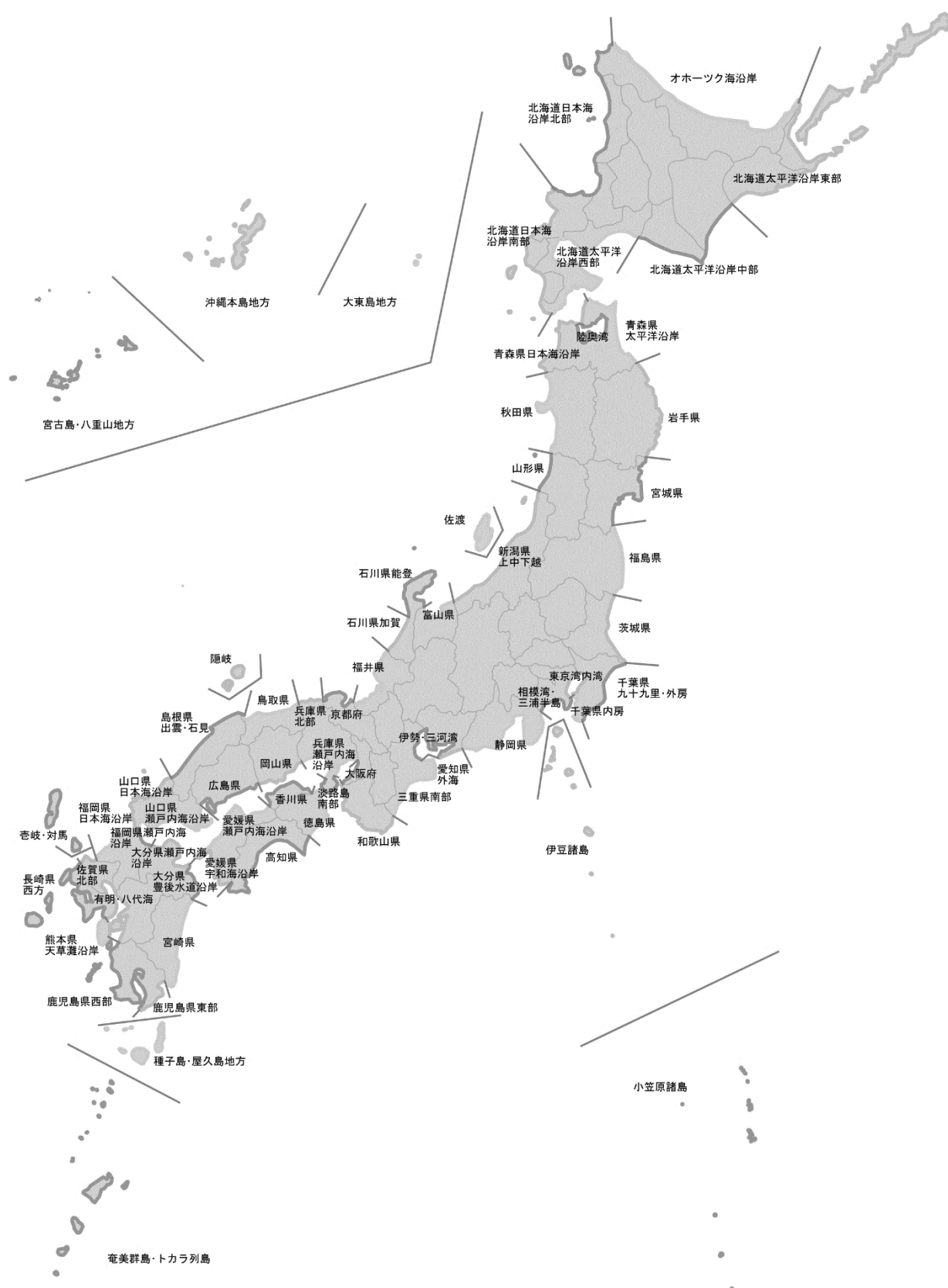
最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

■津波予報区



4-2 気象情報の種類と発表基準

(気象庁、令和3年6月8日)

府県予報区：千葉県 一次細分区域：北東部 市町村等をまとめた地域：山武・長生				
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	作田川流域＝24.8、真亀川流域＝16.9
			複合基準※	作田川流域＝(17、17.3)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	6.0m
	高潮		潮位	1.5m
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	107
	洪水		流域雨量指数基準	作田川流域＝19.8、真亀川流域＝13.5
			複合基準※	作田川流域＝(6、14.8) 真亀川流域＝(6、7.9)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	陸上 13m/s 海上 15m/s
	風雪		平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
	乾燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で -3℃以下、千葉特別地域気象観測所で -5℃以下	
	霜		4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

4-3 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知

(千葉県水防計画、令和3年度)

河川名		(二級河川) 作田川	(二級河川) 真亀川	(二級河川) 南白亀川	(二級河川) 木戸川
観測所名		成東	不動堂	九十根	中台
所在地		山武市成東字下町	山武郡九十九里町 不動堂字新地前 188-2	大網白里市 九十根260-1	山武市松尾町高富 2346-2
零点高 (m)		TP-0.027	TP-0.573	TP+0.387	TP+1.167
水防団待機 (通報) 水位 (m)		5.06	1.80	2.45	2.55
氾濫注意 (警戒) 水位 (m)		5.26	2.70	2.85	3.45
氾濫危険 (特別警戒) 水位 (m)		5.30	2.90	2.95	3.75
区 間	起点 ～ 終点	山武市成東 (成東大橋) ～ 九十九里町作田 (九十九里橋)	東金市松之郷 (十文字川合流点) ～ 九十九里町真亀 (真亀川橋)	大網白里市大網 ～ 太平洋	山武郡芝山町 牧野 ～ 太平洋
	上流端(kp) ～ 下流端(kp)	8.8 ～ 0.0	14.7 ～ 0.0	17.5 ～ 0.0	20.9 ～ 0.0
	延長(km)	8.8	14.7	17.5	20.9
	延長(km)	8.8	14.7	17.5	20.9
受 報 者	現地指導班	山武土木事務所	山武土木事務所	千葉土木事務所 山武土木事務所 長生土木事務所	山武土木事務所 成田土木事務所
	水防管理者	山武市長、東金市 長、九十九里町長	東金市長、九十九里 町長、大網白里市長	千葉市長、東金市 長、大網白里市長、 九十九里町長、茂原 市長、白子町長、長 生村長、一宮町長	山武市長、横芝光町 長、九十九里町長、 芝山町長
	関係機関	千葉県災害対策本部（危機管理課） 千葉県警察本部（→所轄） 陸上自衛隊第1空挺団 銚子地方気象台（→気象庁本庁）			
	報道機関等	千葉県報道広報課 → 報道各社			

九十九里町地域防災計画

(令和 4 年 3 月修正)

発 行 九十九里町防災会議
編 集 九十九里町役場 総務課
〒283-0195
千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

